

## これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議 審議経過報告

### はじめに

- 専修学校は、昭和 50 年（1975 年）7 月の学校教育法の改正により制度化され、以来 40 年にわたり、柔軟な制度特性を生かしながら、産業構造の変化や各地域のニーズ等に柔軟に対応してきた。
- 専門学校への進学者は、リーマンショック後の平成 22 年（2010 年）から増加に転じたが、この背景としては、専修学校は就職率が高い点にあることが考えられる。このことは、専修学校の特色であり、その強みは今後とも生かしていくことが必要である。
- また、中央教育審議会において、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に向けた議論が進められ、平成 28 年（2016 年）5 月に答申が行われた。この制度化により、学校教育体系における職業教育の位置づけがより明確となり、職業教育に対する社会からの評価が高まることが期待される。
- 専修学校は、このような中であって、これまでの実績を踏まえつつ、また、産業・労働環境が大きく変化し続ける中、職業教育におけるその役割を一層果たしていくことが、これまでに増して重要である。
- 本検討会は、このような時代の流れを踏まえた、これからの専修学校教育の振興策のあり方について、平成 28 年 5 月以降、計 4 回にわたり検討を進めてきた。
- 本審議経過報告は、これまでの検討状況を取りまとめたものであり、各施策を体系的に進めていく観点から、これからの専修学校教育の振興策の基本的方向性及び具体的施策について整理したものである。これを参考に、専修学校をはじめ幅広い関係者・団体等による議論を深めるとともに、国や所轄庁たる都道府県における専修学校教育の振興に向けた支援等を要請したい。

## 1. 基本的方向性

### (1) 専修学校について

#### 【専修学校制度の概要】

- 学校教育法において、同法第1条に定める学校（以下、単に「一条校」という。）のほかに、専修学校及び各種学校が定められている。
- このうち、各種学校は、多様な分野において、学校教育に類する教育を行う教育施設であるが、積極的な目的や入学資格等についての法令上の明確な定めがなく、様々な規模のものが混在している（学校教育法第134条）。各種学校は、地域に根ざした特色ある教育を展開<sup>1</sup>しているものであり、生涯学習社会の実現において、その重要な一翼を担っている。
- 専修学校は、従来の各種学校のうち、一定の水準、規模のものを対象とすることにより、その教育の振興を図るため制度化されたものであり、その目的は「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことと定められている（学校教育法第124条）。また、入学資格の別により、専門課程（専門学校）、高等課程（高等専修学校）、一般課程<sup>2</sup>の三つの課程に区分されている。さらに、入学資格の定めや、「専門士」「高度専門士」の称号の付与を行うとともに、一条校への編入学資格や単位互換を可能とするなど、他の学校種・学校段階との接続がなされ、全国各地域において、学校教育法の体系に位置づけられた職業教育機関としての重要な役割を果たしている。

#### 【専門学校の特徴】

- 専門学校は、高等学校卒業生に対して高等学校教育の基礎の上に教育を行う課程として位置づけられる。平成27年5月現在、学校数は約2,800校、生徒数は約59万人を数え、高等学校卒業生の約2割が進学している。専門学校は、比較的短期間の学修により、実社会にてすぐに役立つ技能・資格等を身につけさせるとともに、国内外で活躍する職業人を多数輩出してきており、卒業後の地元就職率も高く、特に地方創生を本格的に進めていく段階にあって、地域の中核的な人材養成機関としての役割・位置づけは、一層その重要性を増している。

<sup>1</sup> 各種学校は、自動車操縦、外国人学校、予備校、看護・准看護、経理・簿記、和洋裁、料理、音楽、外国語などが多い。

<sup>2</sup> 三つの課程の中で、一般課程のみ入学資格の定めがない。一般課程については、受験・補習（文化・教養関係）分野が全体の約85%を占めている。

- 高校生は、専門学校への進学決定において、「専門分野を深く学べる場」としての意義を重視する傾向にある。また、専門学校卒業時に満足しているポイントとして、「目指す資格が取得できる」ということの他に、「先生と生徒の距離が近い」と感じている学生が多い。あわせて、専門学校生は、他の学校種の学生と比べて、「専門分野の知識・技術を理解・習得する力」とともに、「専門分野の知識・技術を実際に活かせる力」が学校で身についたと感じている割合が高い<sup>3</sup>。これらが専門学校の特徴と考えられる。
- あわせて、専門学校は、社会人の学び直しの間としての役割も大きい。専門学校の在学生の約2割は、高校卒業以外の者（大学・短期大学や他の専門学校卒等）であるとともに、私立専門学校における社会人の在生数は約6万4千人を数える<sup>4</sup>。また、都道府県等からの委託を受けて1年ないし1年未満の短期間の公的職業訓練を実施する専門学校も多く、離職者や求職者の教育訓練ニーズにも応えている。

### 【高等専修学校の特徴】

- 高等専修学校は、中学校卒業生に対して、中学校教育の基礎の上に心身の発達に応じて教育を行う課程として位置づけられるものであり、平成27年5月現在、学校数は約430校、生徒数は約4万人である。学校数は平成21年には500校を割り込み、漸減傾向にあるが、生徒数は平成21年に約3.8万人を数えたのち、以降は微増又はほぼ横ばい状況である<sup>5</sup>。高等専修学校は、不登校経験者や高校中退者、高校既卒者等の受入れが進んでおり<sup>6</sup>、発達障害のある生徒や経済的に困窮している世帯の生徒<sup>7</sup>も含め、生徒の興味・関心や将来の進路希望等に応じて、職業教育を基軸にしながら、選択幅の広い柔軟なカリキュラム編成・教育機会の提供を実現している。

<sup>3</sup> リクルート進学センサス2013・リクルート進学総研「卒業時満足度調査2015」

<sup>4</sup> 平成26年度私立高等学校等実態調査

<sup>5</sup> 但し、平成28年5月現在、学校数は約410校、生徒数は約3万8千人となっている（平成28年度学校基本統計（速報値））（※熊本県のデータは含まれていない）。

<sup>6</sup> 高等専修学校に在籍する生徒のうち、中学校時代に不登校を経験していた生徒（不登校経験者）、高等学校中退者（高校中退者）、及び高等学校卒業後に就職し、または上級校に進学しなかった者（高校既卒者）は、全体の26%を占める（全国高等専修学校協会制度改善研究委員会「平成27年度高等専修学校の実態に関するアンケート調査報告書」（調査対象：全国高等学校専修協会会員校204校。以下、同じ））。

<sup>7</sup> 平成27年度1・2年生の高等学校就学支援金の支給状況（生徒の割合）について、生活保護世帯（2.5倍加算）は25%、生活保護世帯に準じる世帯（2倍加算）は12.4%、年収350～590万円未満（1.5倍加算）は25.4%となっている。（同上「平成27年度高等専修学校の実態に関するアンケート調査報告書」）

また、発達障害のある生徒（「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」等を有している又は医師の「診断書」の有る生徒）や、その可能性のある者（医師の診断書はないが、発達障害ではないかと思われ、学校において教育上の配慮等の支援を行っている生徒）も含めると、12.5%を占める（同上「平成27年度高等専修学校の実態に関するアンケート調査報告書」）。

- 高等専修学校が行っている主な教育内容としては、国家資格取得を目指すもの（准看護・調理・理美容等）、国家資格取得を目指すものではないが、一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能等を育成することを目指すもの（ファッション・ビジネス等）のほか、夢を追いかける生徒向けのもの（タレント養成・音楽等）といった特色がみられる。高等専修学校は、職業にも直結した教育を行うとともに、そのような実学等を通じて、生徒がより意欲をもって学べる場となっている。高等学校等には馴染めないような、様々な事情等を抱えた生徒についても、高等専修学校における学びを通じ、その社会的・職業的自立にもつなげており、その意味において高等専修学校は、後期中等教育段階における生徒の学びを充実したものとしている。

## (2) 専修学校教育振興策の基本方針

### 【振興の三つの柱】

- 専修学校教育の振興策については、大きく、「人材養成（専修学校教育の人材養成機能の向上）」、「質保証・向上（専修学校教育の質保証・向上）」、「学習環境（学びのセーフティネットの保障）」の三つを柱として捉えることができる。
- 特に、専修学校が、柔軟な制度設計であるという良さを発揮しつつ、同時に、社会からの評価をこれまで以上に得ていく上で、質の保証・向上を図ることが重要である。これからの専修学校教育の振興策については、質保証・向上の視点を中心にして、三本の柱を軸として相互に関連付けながら様々な具体的な施策を打ち出していくことが重要である。
- その際、先進的な取組を進める専修学校を支援することとともに、専修学校全体としては学校数も多く規模も様々であることから、全体の底上げと可視化の推進が必要である。このため、専修学校教育の振興策の展開に当たっては、個別の支援方策について、底上げ支援とフロントランナー支援の、両面の観点から進めていくことが適当である。
- あわせて、各施策について、将来的には専門課程・高等課程等の課程別の整理も必要と考えられる。

### 【専修学校教育の価値の再確認】

- 新たな高等教育機関の制度化に向けた議論などが進む中で、40年を超える伝統と蓄積を持つに至った専修学校教育について、不易な部分と変わりゆく社会の双方を踏まえて、今後の振興策を検討していく必要がある。技術・技能を伝習するだけでなく、教育基本法及び学校教育法の規律の下に教育を行う機関としての専修学校の価値を改めて問い直し、確認した上で、大きな視点のもとで個別の施策を位置づけ、展開していくことが求められるものと考えられ、引き続き検討を深めていくことが必要である。

## 2. 具体的施策

### (1) 専修学校教育の人材養成機能の向上について (人材養成)

#### 【産学連携】

##### ① 機動的な教育活動展開のための産学連携の体制づくり

専修学校において、産業界・社会が求める有為な人材を養成する機能を向上・強化していくため、産官学による組織的・機動的かつ持続可能な連携体制づくりに向けた支援が必要。

##### ② 産学連携による教育手法の確立

専修学校と企業等が連携しつつ学習と実践を組み合わせて行う教育手法の確立に向けたガイドラインの作成を進めることが必要。

#### 【社会人の学び直し】

##### ③ 社会人の学び直し促進の具体的展開

専門学校による短期プログラムの実践は、社会人の学び直しの受け皿としての役割が大きく、企業における能力開発ニーズとのマッチングを図りながら、学び直し機会の創出に向けた支援が必要。あわせて、学び直し講座に関するポータルサイト等により、講座情報に簡単にアクセスできるようにしていくことが必要。

##### ④ 社会人の学び直しのための企業等による支援

雇用環境、企業に対する奨励金等、社会人の学び直し促進に向けた企業支援の広がりも求められる。

また、専門実践教育訓練給付金が専門学校において一層活用されるよう更なる検討が必要。

#### 【留学生・グローバル化】

##### ⑤ 総合的な留学生施策

グローバル化に対応した人材育成のため、現地の日本語教育機関等と連携しながら、専門学校における留学生受入れに関する質的・量的充実に向けた方策を打ち出すことが必要。なお、卒業後、日本国内の企業等で一定期間就労し、実践することの教育的意義について、今後検討を深めていくことが有益。

##### ⑥ 職業教育の国際通用性の確保

海外の職業教育機関や専修学校で学んだことが、共通の枠組みの中で位置付けられ、国際的に担保されることは重要であり、今後の検討課題。

## 【産学連携】

### ① 機動的な教育活動展開のための産学連携の体制づくり

- 専修学校は、変化し続ける社会・経済の下で、個別企業では対応できない分野・内容について、体系的な学びを提供する場としての役割も大きい。
- また、専修学校の職業教育分野としては8分野（工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養）で展開されているが、各専修学校においては、各分野の特性を踏まえて、より細分化した形できめ細やかに教育活動を展開しているとともに、分野間の連携の視点も必要である。そこから新たな専修学校における教育機会の可能性も生まれる。
- 実践性が求められる教育ほど、労働力需要との接続が不可欠である。この点で、職業実践専門課程のように、プログラム策定の段階から企業など労働力需要側の意見を取り入れる取組は重要である。
- そのような産学連携の取組を一層推し進めていくに際し、職業教育機関として重要な役割を果たしている専修学校について、地域における人材養成のプラットフォームとして位置づけることが必要である。さらに、地元企業や業界団体との交流のみならず、専修学校が全国の同分野の学校や大手企業や団体、行政機関等と連携組織の形成を図ることを通じ、それぞれの分野の専門性に着目し、分野特性やニーズを踏まえた教育内容の改善充実を進めていくことが重要である。
- 教育内容の改善充実を進めていく際には、例えば、社会・産業界の人材需要やキャリアパスを的確に反映すると同時に、カリキュラム、一科目・一講座全体の指導計画（シラバス）及び一授業ごとの指導計画（一コマ単位のシラバス）の標準体系を検討し、同一分野の専修学校間で共有することができれば、専修学校における専門実践的な職業教育の推進という点において大いに寄与するといえる。
- そのような取組を推進する土台として、産学連携体制の構築は極めて重要である。特定の専修学校と特定の企業による個別の連携とともに、社会・産業界のニーズを的確に捉えた学びをそれぞれの専修学校が提供することを可能とするための、産官学による組織的・機動的かつ持続可能な連携体制づくりに向けた国の支援が求められる。

## ② 産学連携による教育手法の確立

- 我が国の地方創生には、特に職業教育の分野では、いわゆるデュアル教育の積極的な構築も重要となるが、デュアル教育の定着のためには、企業・学校・学生それぞれのメリットや役割の明確化が必要である。企業にとってはより実践に即した良質な労働力や人材を確保できることが、学生にとっては、理論と実践を実地に即して学ぶことで自己啓発と理論の理解が進み、実践力が身につくことが、学校にとっては企業と連携することで新しい実学やアクティブ・ラーニングを含めた教育効果の高い教育の実現が、それぞれメリットとして考えられる。また、学んだことが実践で役立ち、評価される体制が必要であり、単位として認定したり、業界の認定制度や、認定により報酬や評価に結び付くことが重要となる。
- 産業界のニーズを踏まえた専門人材養成機能を強化するため、このようなデュアル教育等の企業内実習のあり方も含め、専修学校と企業等が連携しつつ学習と実践を組み合わせる教育手法の確立に向けたガイドラインの作成を、多様な分野のそれぞれの特色を踏まえながら、進めていく必要がある。企業から持ち込まれたプロジェクト・課題を学校内で取り組むような実践(企業からの講師派遣のみならず、学生自身が企業から与えられた課題に取り組み、成果を企業に返すような産学連携教育の実践)も含め、産学連携による効果的な教育実践が進められることを期待したい。

## 【社会人の学び直し】

### ③ 社会人学び直し促進の具体的展開

- 我が国が、世界に先駆けて本格的な人口減少社会に突入し、社会が大幅に、かつ頻繁に変動するこれからの時代に、産業界における生産性をいかに向上させ、かつそのために必要な人材の高度化、日本人一人一人のスキル向上をいかに実効的に進めていけるかが改めて重要となるが、企業内での訓練には限界がある。社会人が学び直しにより、入職後の様々な段階で変化に対応しうる能力を高めていけるかが大切である。こうした要請に応じていくためには、産業界に近く実践的な教育を行っている教育機関が、個別の企業等では対応できない分野・内容について、体系的なプログラムで学ぶ機会を提供していくことが重要であり、そのような社会の動き・ニーズに対する柔軟な対応が容易な専修学校は、今後益々、その役割を担うことが期待される。地域における職業教育機関として、専修学校における学び直しは、地域産業の振興に寄与し、地方創生の推進にもつながるものである。



- 厚生労働省「能力開発基本調査」によれば、企業規模でいえば比較的小規模（30～49人）の企業に属している者の方が、また正社員であれば年齢層が若い方（20代）が、専修学校・各種学校において学ぶ割合が高い。また、労働政策研究・研修機構の分析によれば、34歳以下の若年労働者の8割以上が能力開発の必要性を認識している。さらに、職業能力習得・向上の必要性を最も強く感じているのは実は生え抜きの正社員<sup>8</sup>であり、非正規社員から正社員を目指す等のキャリアチェンジ対応の学び直しだけでなく、このような、学びたいという人が多い正社員定着層を対象にした学びの機会の提供も大切である。
- 能力開発が必要と考える者の約7割が自己啓発によって<sup>9</sup>高めることを希望しており、そのうち15.8%は専修学校・各種学校での学びを希望している（この他にも通信教育（30.8%）等による学びにおいて、専修学校・各種学校を活用するケースも想定されうる）<sup>10</sup>。特に専門学校は、社会人が一旦会社に入った後に実践的な学びを深めていく機会を社会や企業のニーズに応じて柔軟に提供することができる場として、大学等と比べても、学び直しの受け皿としての役割・可能性が大きい。専門学校における社会人の学び直しの推進策を具体的に講じるべきであり、特に、専門学校の附帯事業は、様々なニーズの主たる受け皿として期待されるものである。
- 社会人は、実務経験の量も質も、キャリアプランも、多様である。若い世代ほど、キャリアプランを描けないといった傾向もある。そのような社会人の学び直しに対して、専門学校の短期型教育プログラムを現在以上に活用しようとする場合、講座体系の開発・運用に関して従来の「短期型」にはない大胆な取組が必要である。すなわち、社会人のキャリアアップやキャリア転換にも対応しうる講座の提供や、在職者の仕事や育児等の家庭生活との両立をいかに容易にするかの工夫、さらには、一億総活躍社会の実現に向けて、無業者、専業主婦、退職者などの学び直しへの対応も考える必要があり、夜間学科やe-ラーニング講座をどのように進化・展開させるかも重要な課題である。様々な工夫を行う専門学校について、社会人の学び直しを推進する国としてその工夫を支援することで、学び直しの取組は大きく進展する。
- さらに、求められる能力の高度化、多様化が進む中で、企業外での学びに対する企業の考え方も変化しており、企業内ではなく、専修学校等における受講を「業務命令」または「会社として支援」している企業も、一定割合で

---

<sup>8</sup> 労働政策研究・研修機構（JILPT）（2016）『若年者のキャリアと企業による雇用管理の現状：「平成25年若年者実態調査」より』資料シリーズ No. 171

<sup>9</sup> 自己啓発と会社が行う教育訓練との両方を行いたいとする者を含む。

<sup>10</sup> 労働政策研究・研修機構（JILPT）（2016）『若年者のキャリアと企業による雇用管理の現状：「平成25年若年者実態調査」より』資料シリーズ No. 171

存在するようになってきている<sup>11</sup>。また、8割以上の若年労働者は、能力開発の必要性を認識しているが、企業によるOJT、Off-JTを経験している者ほど、能力開発の必要性の認識が高く、また、実際に能力開発を行っており<sup>12</sup>、このことから、企業主導の能力開発は、「何を学んだらいいのか」という若年者に多い戸惑いに対して、方向性を与えている可能性が推測される。

- 専修学校は、このような動きに応え、学びの機会を積極的に提供していくことが期待されており、特に企業等からみて教育訓練ニーズが高い在職者を対象にしたコース等の継続教育の充実が求められる。すなわち、上述のとおり、従業員の能力開発の必要性を認識する企業等との連携を深め、分野・職種等ごとの全国レベルの産学連携体制（専修学校、企業、業界団体、行政機関等によるネットワーク）を構築し、この枠組の下で、実際の学び直しニーズと専修学校とのつながりを深めていくことが必要である。企業・産業界の具体的な能力開発ニーズを、それぞれの専修学校が持つ資源と結びつけながら、企業等にとっても魅力あるカリキュラムとして開発し、社会人向けの短期型の講座を実際に開設・展開していくこと、及び、それらの個々の取組・工夫を共有していくことを通じながら、社会人の学び直し促進に向けた好循環を導き出す成功モデルを築いていくことが求められる。
- 他方、短期型の講座は、個々のプログラム内容は限定的なものにならざるをえないが、上述のとおり、受講する社会人は、実務経験の質・量、専門知識の習得度、自己のキャリアに対する自覚的な意識の高低等に個人差がある。この両方の問題を解決する手段として、専修学校が、多様性や発展性に富んだ講座体系を提供することや、どのような学習がどの専修学校で可能なのか、各分野における学び直し講座の開設状況、及び講座群の全体像とキャリアパス・各職域との関係を把握できるようにすることが望まれる。社会人が、それぞれの実務経験・専門知識のレベルに合わせた講座内容や受講可能な専門学校を容易に見つけられるよう、学び直し講座に関するポータルサイト等により、講座情報に簡単にアクセスできるようにしていくことが必要であり、学び直し促進の点からも効果的である。
- このようなポータルサイト等は、単に、社会人が目的に合った講座を容易に検索できるというだけではなく、特定の職域に属する（あるいは複数の職域にまたがった）一連の講座群を可視化するものとして、社会人のキャリアに対する自覚的な意識を触発したり、キャリアプラン形成を支援できることに配慮して構築されることも重要である。そのことにより、社会人の学び直

---

<sup>11</sup> 労働政策研究・研修機構調査（JILPT）（2015）『企業における資格・検定等の活用、大学・大学院等の受講支援に関する調査』資料シリーズ No. 142 によれば、22.7%（393社）の企業が、専修学校等の外部教育機関での受講について、「業務命令」または「会社として支援」している。

<sup>12</sup> 労働政策研究・研修機構（JILPT）（2016）『若年者のキャリアと企業による雇用管理の現状：「平成25年若年者実態調査」より』資料シリーズ No. 171

し促進において、学び直しの機運を醸成する有力なツールとして、一層の効果が見込めるものと考えられる。

- あわせて、専門学校における社会人の状況等については、企業等からの観点のみならず、専門学校の視点・立場からみた実態把握（所属企業の規模や年齢・雇用形態等の属性、所属企業による学び直し支援の有無・内容、学び直し分野等）も進められることにより、学び直しの一層の促進に貢献する面が大きいと考えられる。

#### ④ 社会人の学び直しのための企業による支援等

- 日本で社会人の学び直しが進まない要因の一つとして、いわゆるワーク・ライフ・バランスの確保などの課題があると考えられる。平成 26 年度間の自己啓発実施率は、正社員 42.7%、正社員以外 16.1%であり、時間（仕事が忙しくて自己啓発の余裕がない・女性では家事・育児が忙しくて自己啓発の余裕がない者も多い）とお金（費用がかかりすぎる）が、自己啓発の主たる障害要因となっている。加えて、若年層は何を学んだらよいかわからないという傾向がある<sup>13</sup>。
- 従業員が専修学校等の外部教育機関で受講することについて、前向きに評価している企業による支援の内容としては、授業料等の受講費用の支援や、授業がある時にフレキシブルな勤務時間とするものが多く、また、受講者について、配転や異動での配慮、昇進・昇格での配慮を行っているものが多い<sup>14</sup>。  
さらに、企業が、雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識・技能の習得をさせるための職業訓練を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する厚生労働省における仕組みもある（キャリア形成促進助成金）。このような個人の学習支援についての企業側のメリットの可視化を図る等の工夫により、より多くの企業が学び直し促進の方向性を打ち出し、実施するような環境を整えることも必要である。
- また、社会人の学び直しにおいて重要な意義を有する専門実践教育訓練給付金について、職業実践専門課程は、指定を受けることにより給付対象の講座となることができる。既に指定を受ける職業実践専門課程も増加してきているところであるが<sup>15</sup>、社会人への更なる効果的な周知のあり方や、また、専門学校側において、より魅力のある講座を提供する工夫に取り組むことなど、一層の活用に向けて更なる検討が求められる。

<sup>13</sup> 厚生労働省『能力開発基本調査』

<sup>14</sup> 労働政策研究・研修機構（JILPT）（2015）『企業における資格・検定等の活用、大学・大学院等の受講支援に関する調査』調査シリーズ No. 142

<sup>15</sup> 専門実践教育訓練の指定講座としては、職業実践専門課程のカテゴリーにおいて、829 講座が指定されている（平成 28 年 7 月 29 日現在）。

- なお、社会人の学び直しに関しては、eラーニングについては、例えば、介護福祉士の養成課程については、厚生労働省の基準により通信課程が認められていないことにより、社会人の学び直しの拡大について壁となっているといった課題の指摘もある<sup>16</sup>。

## 【留学生・グローバル化】

### ⑤ 総合的な留学生施策

- 専門学校における留学生は近年、急増しており、平成27年5月現在で約3万8千人が専門学校に在学している。また、中国のほか、ベトナム・ネパールといった非漢字圏からの留学生も増加しており、アジア圏の多様な国からの留学生が増加傾向にある。
- このような事態に対応し、グローバル化に対応した人材育成を専門学校で適切に進めていくためには、専門学校全体として、留学生の円滑な受入れと就職のケアも含め、質・量ともに充実した教育体制を整えておくことが急務であり、そのことも含め、専門学校における留学生受入れ促進等に関する施策を、総合的に展開していく必要がある。具体的には、優秀な留学生を確保するために、海外において、日本語教育機関等と連携しながら、日本の専修学校制度や職業教育等についての周知・発信を積極的に進めるための方策を講じること等が求められる。その方法の一つとして、日本の専修学校制度や職業教育等について、職業分野ごとに仕事内容、キャリアパス、職業教育内容、日本における就業実態、及び就労ビザ取得の可否等を一括して説明する「日本職業ガイド」等の周知資料を作成し、配布することも考えられる。さらに、このような周知資料を、留学生向けポータルサイトを設置して公開することも、取り組みを一層効果的に進める手段として検討していくことが考えられる。あわせて、留学生受入れ促進のノウハウの共有等を通じた専門学校による受入れ体制の確立や、留学生に対するインターンシップの効果的な実施も含め、国内企業とのマッチング・就職支援を進めていくこと等が求められる<sup>17</sup>。
- なお、前述したように、実践性が求められる教育においては、緊密な産学連携による教育の推進が重要であり、そのことは、専修学校在学中にデュアル教育等によって推進されることはもちろん、一旦学校を卒業した後の職業

<sup>16</sup> 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）においては、総授業数の4分の3を超えない範囲において、遠隔授業（「多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で履修させる授業」）が認められている（専修学校設置基準第13条）。

<sup>17</sup> これら以外の高等教育段階の外国人留学生の受入れに関する一般的な施策として、奨学金制度による経済的支援や、「留学生30万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会報告書」（平成26年7月）に基づいた、留学生の宿舍整備等の住環境支援等を進めている。

経験において一層深められ、理論と実践が深く結びつき完成していくものである。外国人留学生にとっても、単に日本の学校を卒業するだけでなく、実務経験も有することは、母国において大きな強みとなろう。その観点から考えると、専修学校を卒業した外国人留学生の相当数が、実際の職業生活を経験して実践的な学業を完成させる機会を得ることができないままに日本を去らざるを得ない現状は課題である。卒業後、日本国内の企業等で一定期間就労し、実践することの教育的意義について、今後さらに検討を深めていくことが有益である。

## ⑥ 職業教育の国際通用性の確保

- 日本の職業教育に国際通用性を持たせることは重要な課題である。海外の職業教育機関や専修学校で学んだことが、共通の枠組みの中で位置付けられ、国際的に担保されることは有意義であり、今後の検討課題である。

## (2) 専修学校教育の質保証・向上について

### (質保証・向上)

#### 【職業実践専門課程】

##### ① 職業実践専門課程の今後のあり方

効果検証を行いながら取組内容の充実等を進めていくため、卒業生調査も含めて、実態調査を継続的に実施することが重要。それを踏まえ、一層の充実を目指した今後の位置づけについて、引き続き検討。

##### ② 職業実践専門課程を基軸とした質保証・向上の更なる充実

学校評価・情報公開の充実は、専修学校の質保証・向上における取組として、今後一層重要。第三者評価の活用のあり方については、職業実践専門課程認定との関連性も含めて、引き続き検証・検討。

#### 【教育体制の充実】

##### ③ 教職員の資質能力向上の推進

専修学校の質的底上げを図ることは重要な課題であり、その際に、専修学校の教職員の資質能力向上支援（指導力や事務機能向上等に向けた研修体制の構築支援）は重要。

#### 【専修学校についての理解・認知度向上】

##### ④ 専修学校についての積極的な情報発信

高等学校や地域の行政機関等との連携を進めながら、専修学校の意義・役割を積極的に発信していくべき。また、国・都道府県等においても、必要な情報を集約して発信していくことが必要。あわせて、専修学校の理解度・認知度の向上のためには、質を伴った教育実践が不可欠。

##### ⑤ 専修学校からの発信のあり方

専修学校自身が好事例を整理して公表することも大切。

##### ⑥ 専修学校への進学に関する自主的なルール作りの必要性

AO入試による早期の進路決定も含めた進路指導等のあり方につき、高等学校等と専修学校の話し合いの場が持たれ、ガイドライン作成等がなされることが望ましい。

##### ⑦ 専修学校の理解促進のための高等学校等教員研修の充実等

各都道府県等で実施する教員向けの研修等を通じ、専修学校への理解を深めることも必要。

## 【職業実践専門課程】

### ① 職業実践専門課程の今後のあり方

#### （職業実践専門課程について）

- 職業実践専門課程は、企業等との密接な連携のもとで、教育課程の編成や実習・演習の実施、教員研修の実施、学校関係者評価及び情報公開を実施することにより、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が認定する制度である。
- 職業実践専門課程は、平成 26 年（2014 年）3 月 31 日に初回の大臣認定を行い、これまでで合計 3 回の認定を経て、833 校 2,540 学科が認定されている（平成 28 年（2016 年）2 月 19 日現在）。これは、全専門学校数・学科数の約 30%であり、認定要件である修業年限 2 年以上の全学科数を母数としてみれば、学科数で約 36%が認定されている。

#### （職業実践専門課程の効果検証の必要性）

- 職業実践専門課程については、これにより、教育課程の組織的・定期的な見直しの実施や、企業等の外部組織との連携強化など、専修学校の学校運営・教育活動等の組織的な改善（PDCAサイクルの確立）につながっていることのほか、就職先となりうる業界において求められる能力に対する教職員の理解や指導力の向上につながったといった効果がみられる。また、地域、業界からの視線を認識しながら学校運営を行う意識が浸透したという声も聞かれるところであり、教育課程編成委員会を設置している学科ほど、就職先となる業界の動向・人材ニーズを踏まえたカリキュラム編成や、既存の授業内容・方法の改善に向けて取り組むところが多い。このように、職業実践専門課程は、専門学校の教育の質向上に関わる取組として重要なものである。
- 他方、職業実践専門課程未認定の学校については、小規模ゆえに対応できる人材が不足している場合のほか、余力はあるが様子見の学校、認定のメリットを見定めたいとする学校があると考えられる。今後、職業実践専門課程の認定による効果をより明確化していく観点からも、分野別の評価システムなどを構築して、教育成果が評価できるようにしていくことも望まれる。
- 職業実践専門課程については、特に企業や高校現場への周知・認知度向上の課題が指摘されている。この点、文部科学省においては、職業実践専門課程の専用ウェブサイトや、これまで明らかになった効果等を企業・高等学校・専門学校の対象別に整理した周知資料、さらには、分野毎の取組をまとめた事例集の発行なども進めているが、職業実践専門課程の対象範囲等の基本的な内容や学ぶ側にとってのメリットの可視化も含め、一層の効果的・効率的

な周知方策を検討する必要がある。また、周知・発信は、取組状況や認定を受けることによる質向上の効果等についてアップデートしながら行う必要がある。特に、効果検証においては、職業実践専門課程としてどのような人材が輩出できたかという観点が必要である。このことから、職業実践専門課程の効果検証を行いながら取組内容の充実等を進めていくため、卒業生調査や、認定を受けていない課程の学生等との対比も含め、実態調査を継続的に実施することが重要である。

- なお、職業実践専門課程については、特に、企業等との連携による「実習・演習等」と「教育課程編成委員会」について、その実践性を一層高めることが必要と考えられる。この観点から、実態調査を実施する上で、例えば、実習については、専門教育としての効果を検証することにも資するようきめ細やかな調査を継続する必要があるとともに、企業から持ち込まれた課題に学校内で取り組むような活動も含め、企業等との連携による教育実践が一層充実していくことを期待したい。

#### (職業実践専門課程の位置づけ)

- 上記を通じた職業実践専門課程の実情と効果検証を踏まえて、職業実践専門課程における教育の一層の充実と高度化を目指し、今後、制度の意義をどのように再定義し、位置づけていくべきか、制度のあり方について検討を進めることが必要と考えられる。その際、職業実践専門課程は、他の学校種との接続を考慮し、大学編入学の基準を参考として、2年制以上の課程を対象にスタートしたが、企業等との連携による取組は、修業年限の別を問わず、専修学校教育全体の水準を高めることにつながるものであることから、1年制課程を認定対象として組み込むことについても、検討することが考えられる。

#### ② 職業実践専門課程を基軸とした質保証・向上の更なる充実

- 職業実践専門課程は、産学連携等の取組実績に基づき認定する制度であり、認定後の取組状況については、学校関係者評価及び情報公開により、社会に示していく仕組みとなっている。特に、情報公開については、中退率も含めて、公開項目・様式が指定されており、認定を受けている専門課程については、認定を受けていないものに比べ、より進んだ情報公開が進められる枠組となっている。
- 他方、専修学校は全般的にみれば、学校評価の実施・公表状況は芳しくなく、また、情報公開などが進んでおらず、専修学校の取組が外からは見えづらいとの指摘がある。専修学校については、社会が急速に変化する中で、どのように教育内容を充実し、その情報を適切に発信していくかということが



課題となっており、情報公開等を促す支援も含め、学校評価・情報公開の充実に向けた取組は、専修学校の質保証・向上において、今後一層重要である。専修学校団体が自主的に詳細な指針<sup>18</sup>等を作成し、職業実践専門課程の取組充実を図っているところであり、それらを踏まえて、個々の専修学校自身による自助としての質保証・向上の取組を進めることも急務である。

- なお、このような中、質保証・向上に向けた先進的な取組として、第三者評価についての検証が、職業実践専門課程認定校の一部において、国の委託により進められているところである。第三者評価の活用のあり方については、職業実践専門課程の認定とどのように関連付けるかといったことや、それぞれの分野特性も踏まえた評価基準等をどのように構築していくかといったこと等について、引き続き検証・検討を進めるべきである。

## 【教育体制の充実】

### ③ 教職員の資質能力向上の推進

- 専修学校が社会からの一層の信頼を確保していく上で、質保証・向上の実現は、全ての専修学校に共通の課題であり、そのためには、専修学校教育に携わる教職員の資質能力の向上により、教育体制を充実することが重要である。専修学校が産業界の要請を受けながら教育の変革を行う上で、産業界との交流や教職員同士の交流のあり方も含め、教員の指導力の向上や専修学校の事務機能の強化など、教職員の資質能力の向上を支える施策を検討することも考えられる。
- 専修学校のうち、生徒数 200 名以下の学校は全体の 65% を占めており、小規模の学校も多い。このため、学校単独による研修の実施はコスト負担が多めで、困難な場合が多く、また、各都道府県により実施規模等も異なるため、全国的に一定水準を保つことが極めて困難である。このような中、専修学校の教職員に対する研修は外部に依存することが多く、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団によるものや、業所管省庁が定める研修プログラム等<sup>19</sup>のほかは、業界・職能団体<sup>20</sup>による研修プログラムや、一般企業向けの人材研修プログラムを個別に受講することが主たる方法となっている。このよう

<sup>18</sup> 全国専修学校各種学校総連合会「『職業実践専門課程』に係る手引書」（平成 27 年 3 月）

<sup>19</sup> 例えば、厚生労働省が指定する養成施設の学科の中には、指定の教員養成プログラムを修了する必要があるものがあり（例：看護教員、リハビリテーション教員、柔道整復師教員等は 1 ヶ月から最大 2 年の養成期間がある）、教員としての専門知識を学んでいる。

<sup>20</sup> 例えば、研修の実施主体としては、一般社団法人全国情報教育協会（アクティブ・ラーニングのファシリテーション研修等）、公益社団法人東京都専修学校各種学校協会（新任研修、事務職員研修等）、全国専門学校青年懇話会（全国の専門学校若手経営者向けの人材育成研修）等がある。

に、専修学校の教職員向けの研修体制は必ずしも体系的ではなく、量的にも十分とはいえない。

- また、職業実践専門課程についても、各認定学科において、個別企業等との連携のもとで教員研修が実施されているが、研修内容については、当該学科の専門分野に関する研修と比べ、指導法や学校運営に関する能力の向上に資する研修は、十分な状況ではない。また、学校運営等に関する研修については、大学が実施する研修もあるが、それらについては、殆どの場合、専門学校向けの内容は含まれていない。
  
- 各分野の実務卓越性に係る専門分野の研修を進めるとともに、専修学校に求められる教員の指導法に関する事項（カリキュラム・授業計画等の作成を含め、インストラクショナルデザイン等の理論や方法論に基づいた効果的な指導技術の習得を目標とするもののほか、考え抜く力やリーダーシップ、忍耐力など、専修学校生に更なる向上が期待される非認知的な能力の育成に関わる内容も含む）や学校運営等に関わる事項など、教職員が共通的に理解し、対応すべきミニマムスタンダードといえる事項について、研修プログラムを開発し、評価基準にまで高めて全国各地域に普及することができれば、専修学校教育の質の保証・向上に大きく貢献すると考えられる。国において専修学校の教職員研修の組織やネットワーク作りを支援し、研修の定期的な開催、研修制度の構築を進め、このような共通課題への対応を通じて専修学校全体の底上げを進めていくことは、専修学校の独自性・魅力を引き出していく上で、重要な取組である。
  
- このような研修プログラムが重要であるのは、専修学校に多い実務者出身の教員の存在が挙げられる。教員に特に求められる指導法や学校運営等に関する事項について、新任時から教員が十分な経験とスキルを備えていることは一般的に容易なことではないためである。過去の実務者としての経験が教育活動の中心となっているような場合、「企業等における上下関係」と「教育現場における教員・学生関係」を混同したり、教育目標を設定する際の「知識として習得すべき目標」と「社会人基礎力等の態度目標」を混同したりといった問題が生じやすいとの指摘もある。研修プログラムを通して、実務者出身の教員が有する本来の職業実践的価値が効果的に発揮され、専修学校教育の質の向上とともに、専修学校の社会的認知の改善にも結びついていくことが期待される。

## 【専修学校の理解・認知度向上】

### ④ 専修学校についての積極的な情報発信

- 専修学校教育の理解・認知度向上に向けては、情報発信の仕方が重要である。周知活動については、高校生・中学生や保護者、教員、社会人などターゲットを明確に意識して戦略的に考えることが必要である。
- 高校現場における進路指導においては、「学問の教育より職業技能の教育が一段低く見られ、大学（特に、選抜性の高い大学）に進学すること自体を評価する社会的風潮がある」<sup>21</sup>ともいわれ、まず大学への進学を優先する指導が広がっているとの指摘がある。この点、職業教育に対する社会の意識にも変化をもたらすとともに、高校生の卒業後の進路選択においても、将来の生き方・働き方を見据えた選択が促される契機となること等を期待して、中央教育審議会答申において、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化の方向性が打ち出された<sup>22</sup>ところである。
- 今後、新たな高等教育機関も含めた多様な進路の選択肢の中において、これからの時代の専修学校がどのような意義・役割を果たし、そのことをどのように高等学校や中学校の現場に伝えていくべきかについて、専修学校関係者自身による振り返りや、専修学校と地域の高等学校等との連携促進を通じて、具体的に検討を行い、関係者間で確認・共有することが必要である。それらの検討を踏まえて、高等学校等との相互理解を深めることを通じ、専修学校自身が、質保証・向上を図りながら、最新の情報を適切に公開・発信し、それを基に、各高等学校等においても、進路指導において、高校生・中学生に対して、必要な情報を集約し、しっかりと伝えていくことが望まれる。
- 専修学校が、地域の理解・評価を得ながら、地域における質の高い職業教育機関として教育活動を展開していくためには、地方創生の観点から、地域の教育機関とともに、地域の企業等の産業界や所轄庁である地域の行政機関との連携を進めていくことも重要である。また、職場体験の実践や出前授業も含め、高校生等自身が、進路先となる専修学校の実態について肌で感じるような機会の創出も含め検討し、さらに、そのような取組実践事例を共有していくことも望まれる。これらの取組を通じながら、高等学校等の教員による専修学校についての正しい理解と認識の向上が図られることが期待される。

<sup>21</sup> 中央教育審議会答申「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」（平成28年5月30日）9頁

<sup>22</sup> 同上（答申第一部）

- 情報発信に当たっては、専修学校教育が社会・経済的に貢献している姿や、卒業生の活躍などを、データに基づき具体的に示していく必要があり、その成果を行政がわかりやすく社会に示していくことが必要である。都道府県や専修学校各種学校団体が牽引役となって情報をまとめ、地域ごとに推薦制度や奨学金制度なども参照できる手引書のようなものを作成できれば、有用である。さらに、各都道府県等において、高等学校・中学校の進路指導担当者向けの説明会を主催し、専修学校に関する情報を提供したり、企業等に対して周知・広報を進めることのほか、高等学校等における職業教育や進路指導全体の中で生かされる授業案や実施マニュアルなどを提示することも重要である。また、国においても、そのような各都道府県等における工夫を広く周知・共有化していくことも有益である。
- 社会人をターゲットとした情報発信については、上述のとおり、社会人一人一人の知識・経験が多様であることを踏まえ、どの専修学校において、何を学ぶことができ、どのようなスキルを身につけられるのか、どのような職域・キャリアパスに対応するのか、学び直しニーズの高い講座等が職業分野毎に仕事内容・就業実態等の説明とともに一覧性のある形で示され、検索もできるポータルサイト等があれば、学び直しを具体的に後押しできるものと考えられる。社会人の学び直し促進に向けて、ポータルサイト等のあり方について、利用者にとって便利で持続可能なものとなるようにすることが必要である。
- なお、いうまでもなく、専修学校や職業実践専門課程の理解・認知度向上のためには、その前提として、質を伴った教育実践が不可欠である。何を学ぶか(履修主義)ではなく、何ができるようになるか(修得主義)という視点に立って、各学校で教育内容を十分に評価していくことが大切である。その意味においても、各専修学校が職業教育の実践と検証・評価を進め、適切に発信していくことが大切であるとともに、行政は、そのような専修学校の質保証・向上に向けた施策を積極的に進めていくことが求められる。

## ⑤ 専修学校からの発信のあり方

- 高等学校等による専修学校の理解促進の手段として、専修学校による高等学校等への訪問も大きな位置を占める。特に高等専修学校においては積極的に対応しており、専修学校の教職員による訪問は、専修学校でどのような教育を行っているか、卒業生がどのように育てられているかといった情報を高等学校や中学校に伝える良い機会となっている。
- 他方、大学においても高等学校を訪問する時代になり、高等学校の教員も時間が無い中で、専修学校による個別訪問を思うように受け入れきれないと

いう声も聞かれる。また、専修学校による広報形態が、関連団体等による広報や学校単位のものだけでなく、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を通じて生徒や保護者に対して直接行うものが増えているとの指摘もある。

- 高等学校等の教員は、自分の学校の卒業生の進学先でどのような教育が行われているかに関心が高い。進学先としての専修学校は、教育内容や指導の状況等の具体的な情報を高等学校等の教員に響くように伝えることが重要である。
- 専修学校が自校の取組を広報する場合には、他の学校種との違いや特色を明らかにすることで、専修学校の良さが伝わることもある。あわせて、マスコミに広く取り上げられるよう、専修学校における取組実践の好事例を整理して公表することも大切である。
- 専修学校全体の価値を再確認し、高めていくこととあわせて、それぞれの専修学校において優れた実践を行い、発信していくことが、専修学校全体の価値を高めていくことにもつながるものである。どのようにして専修学校全体の価値を見せていくのかということと、個別の学校の価値を社会とどのようにつなげていくのかということを整理しながら取組を進めていくことも必要である。

## ⑥ 専修学校への進学に関する自主的なルール作りの必要性

- 大学のアドミッション・オフィス入試（AO入試）については、国による入学者選抜実施要項の統一的なルールに基づいて実施されている。専門学校については、地域により、専門学校団体による自主ルールが定められているが、専門学校におけるAO入試の実情は必ずしも高等学校の現場に伝わっていないことがある。そのような中、専門学校と生徒（保護者）がSNS等を介して直接つながってしまい、高等学校側でそのような状況を把握できないといった事態も発生しており、不透明であると指摘されている。また、高等学校進路指導主事が専門学校に期待することとして、「就職実績の公開」「中退者（率）情報の公開」及び「AO入試の実施時期の見直し」等が上位に位置している<sup>23</sup>ことも、専門学校から高等学校への情報の提供が重要であることを示していると考えられる。さらに、高等学校において、キャリア教育・職業教育を3年間又は4年間というスケジュールの中で計画していても、学校としての進路指導が本格化する最終学年の4月・5月の段階で、早期入学による学費割引等の特典を期待して、高校生がAO入試で早期に進路を決めてしまうことが少なからずある。結果的に生徒は専門学校への合格決定によ

---

<sup>23</sup> リクルート進学総研「高校の進路指導・キャリア教育に関する調査 2014」

り、自分の高校生活は終結したとみなし、以後の学校生活への意欲が低下してしまう状況も見受けられるとの指摘もある。他方、専門学校側においては、入学前学習セミナーなどで、高校生に対し、必要とされる資質能力に関する講義・演習を実施しているケースもある。

- AO入試の運用について、高等学校等と専修学校の間で話し合いの場を設け、ガイドラインを作成すること等も重要であり、透明性を確保し、関係者間で統一的な見解を持つことが望ましいと考えられる。

#### ⑦ 専修学校の理解促進のための高等学校等教員研修の充実等

- 高等学校等における進路指導に関し、専修学校の制度や教育に対する教員の理解が不足しているとの指摘がある。教育委員会が主催する専修学校への進路指導に関する研究協議会が設けられない地域が多い中、研修等において、専修学校への理解を深めてもらうことは重要である。他方、研修機会の不足もある一方、教育委員会で高等学校等教員向けの研修会を開催しても、出席教員数が増えていかないという状況も、改善の必要がある。
- 例えば、教職課程の中で、専修学校制度について学習する機会を設けたり、教員等を対象とした研修の機会を設けたりすることで、進路指導にも役立つとも考えられる。

### (3) 学びのセーフティネットの保障について (学習環境)

#### 【経済的支援】

##### ① 修学困難な専門学校生に対する経済的支援のあり方検討

経済的に修学困難な専門学校生に対する経済的支援について、実証研究事業の着実な実施・検証を進め、具体的な方策につなげていくべき。

#### 【教育基盤整備】

##### ② 専修学校の教育基盤整備支援

平成 28 年熊本地震により被災した専修学校等施設設備の復旧も含め、教育基盤整備等について、必要な支援の実現を進めていくことが必要。

#### 【多様な学び・教育の実現】

##### ③ 個に応じた多様な学びの機会の保障

専修学校は、一条校と相まって個に応じた多様な学習機会を提供している中で、学ぶ学生・生徒の目線に立って、専修学校における多様な学び・教育の実現に向けて課題があるものについては、今後とも課題の解決に向けて対応していくことが必要。

##### ④ インクルーシブ教育システムの実現

柔軟に教育課程を編成できる専修学校の強みも生かしながら、高等専修学校等における特別に配慮が必要な学生・生徒の多様な学びの促進と必要な支援を進めていくべき。

#### 【経済的支援】

##### ① 修学困難な専門学校生に対する経済的支援のあり方検討

- 高等専修学校で学ぶ生徒のうち、生活保護世帯の割合は全体の約 25%を占め、経済的に厳しい世帯の生徒が多く在学している実態があるが、教育に係る経済的負担の軽減については、高等学校等就学支援金などにより、高等学校と同様の支援が一定程度実現している。すなわち、授業料の支援として高等学校等就学支援金や、低所得世帯に対する授業料以外の支援としての高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）が支給されているほか、平成 25 年度より、私立高等専修学校における授業料減免に対する道府県の補助について、特別交付税措置が講じられている。

- 各都道府県は実情に応じて支援を行っており、例えば、経済状況が厳しい世帯の高等専修学校生が多い大阪府においては、独自の補助制度により手厚い支援を行っている（年収 590 万円未満世帯が、授業料実質無償<sup>24</sup>）。各都道府県における取組事例について共有され、国による高等学校等修学支援金等に加え、各都道府県の支援策が一体となり、低所得世帯等の生徒の負担が軽減されることが重要である。
- 専門学校においても、経済状況が厳しい世帯の学生は多い。経済的事情から、専門学校への進学が決まった後に就職に転じる生徒も多く存在する。このような中、専門学校生に対する経済的支援としては、日本学生支援機構の奨学金が大きな割合を占める一方、大学の場合と異なり、授業料等減免に係る国の支援事業は基本的に存在しない。この点については、国による事業「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」により、都道府県等を委託先として検証等が進められているところであり、これらを踏まえながら、具体的な方策を見いだしていくことが必要である。
- 専門学校へ進学し、知識・技術を身につけ、自分の力で生きる社会人になろうとする希望を持つ者が、進学を断念することの無いよう、また、各地域産業の振興及び地域経済の発展に寄与する人材として巣立っていくことができるよう、経済的に修学困難な専門学校生に対して経済的支援を行うことが必要である。現在の実証研究事業は、情報公開など、透明性の確保等の質向上に向けた取組と関連付けながら進められているところであるが、事業の成果を踏まえ、経済的に修学困難な専門学校生に対する経済的支援を継続・拡大できるようなフレームワークを策定することが望まれる。

## 【教育基盤整備】

### ② 専修学校等の教育基盤整備支援

- 専修学校は社会の変化に即応した実践的な職業教育を行う教育機関であり、その教育基盤の整備を推進することは重要な課題である。このため、国においてはこれまでも、私立専修学校の施設・設備の整備に対して補助金を交付することにより、支援を行ってきたところであり、都道府県によっては、支援を行っているところもある。また、特に学校施設は、学生・生徒の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の応急避難場所ともなる。平成 28 年熊本地震により被災した専修学校等施設設備の復旧も含め、教育基盤整備に向けて、必要な支援の実現を進めていくことが必要である。

---

<sup>24</sup> 授業料 58 万円以下の学校の場合、国の高等学校等修学支援金と併せて大阪府私立高等学校等授業料支援補助金を交付することにより、年収 590 万円未満世帯の授業料負担は実質無償。授業料 58 万円以上の学校の場合、58 万円を超える部分が学校負担となるため、保護者の授業料負担は実質無償。



- 併せて、平成 28 年熊本地震に関し、震災により経済的理由から修学が困難となった学生・生徒の修学機会を確保するため、都道府県が行う授業料等の減免支援を行うことが必要である

## 【多様な学び・教育の実現】

### ③ 個に応じた多様な学びの機会の保障について

- 専修学校は、学校教育法において、一条校とは異なる柔軟な制度的特性のもとで、特色ある教育を展開し、多様な学びを可能とする教育を実現してきた。これにより、一条校では柔軟で迅速な対応が難しい、様々なニーズに応じた教育の提供が可能となり、一条校における教育と相まって個に応じた多様な学習機会を保障してきたところである。今後、さらに一層そのようなニーズは拡大していくと考えられるものであり、上記のとおり、経済的理由により修学困難な専門学校生に対する支援も含めて、学ぶ学生・生徒の目線に立って、専修学校における多様な学び・教育の実現に向けた課題の解決に向けて、今後とも対応していく必要がある。例えば、高等専修学校に通う生徒の安全・安心な教育環境を確保するため、安全教育や安全管理の充実・徹底を図るとともに、学校管理下における不慮の事故を救済するうえでの制度的課題についても、関係者による今後の検討に留意する。また、都道府県による運営費補助等により、専修学校の基盤的経費の支援が行われているが、支援額や補助対象科目等は都道府県により異なっているという課題も指摘されている。

### ④ インクルーシブ教育システムの実現

- 特別支援教育に関しては、平成 19 年（2007 年）に「特別支援教育」が本格実施されたのち、平成 23 年（2011 年）の障害者基本法の改正、平成 25 年（2013 年）の障害者差別解消法の制定等、教育を含め、障害者の権利の確保のための法整備等が行われてきた。また、我が国では 4 年後に、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるが、特にパラリンピックの開催を契機として、共生社会の実現が目指されている。
- 障害種別のうち、特に発達障害に関しては、発達障害者支援法において、発達障害児に係るインクルーシブ教育システムの理念に基づく教育的支援の実現等が規定されている。高等専修学校においては、発達障害の可能性のある生徒が全体の 14% を占めており<sup>25</sup>、高等専修学校は、職業教育を実践する高等専修学校の特色も生かしながら、各学校において、特別支援教育の実践

---

<sup>25</sup> 全国高等専修学校協会制度改善研究委員会「平成 27 年度 高等専修学校の実態に関するアンケート調査報告書」

を行っている。高等専修学校については、高等学校等と異なり、学習指導要領の適用が義務ではないため、柔軟に教育課程を編成できるという特色があり、高等専修学校における特別支援教育の実践や卒業後の進路実現の実践を広く共有していくことは、インクルーシブ教育システムの理念の実現に向けて、意義が大きい。また、専門学校における発達障害のある学生の実態についての公的な統計資料はないが、障害者差別解消法等で示されるように、専門学校においても、不当な差別的取扱いは禁止されるとともに、合理的配慮を適切に講じていくことも求められている。

- 特別な支援が必要な子供たちが、社会に出るまでにどのような生き方を身に付けて社会生活を営むことができるのか等といった点は、専修学校においても大切な部分であり、学校施設のバリアフリー化も含め、専修学校における取組促進に向けて必要な支援を進めていく必要がある。

## これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議

### 審 議 経 過

#### ○第1回（平成28年5月13日）

- ・ 専修学校教育の振興策に関する主な論点項目（例）について

#### ○第2回（平成28年6月13日）

- ・ 専修学校教育の振興策に関する主な論点項目（例）について

#### ○第3回（平成28年6月27日）

- ・ 専修学校教育の振興策に関する主な論点項目（例）について

#### ○第4回（平成28年8月22日）

- ・ 審議経過報告（案）について